

令和7年

第10回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年10月27日 午後1時30分から
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

	9番	守屋 智	
2番	加藤 敏行	10番	加藤 敏郎
3番	竹内 欣也	11番	渡邊 康弘
5番	山口 秀雄	12番	仲出川 治幸
6番	鈴木 洋有	13番	石井 雅浩
7番	平原 則子	15番	柳田 進
8番	青木 貞治	16番	戸塚 昭雄

2 欠席委員

1番 安池 幸子

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田 政夫 吉川 京男 柏木 博 二宮 晃一

5 出席事務局員

事務局長 木村 公哉
書記 久保田 徳人 伴野 航

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画(案)に係る意見聴取について

議案第25号 非農地証明交付申請の承認について

議案第26号 農地復元申請の承認について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和7年第10回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、1番安池幸子委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、8番青木貞治委員と9番守屋智委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、番号1番と2番は同一の議案ですので一括で審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の2ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。

議案第24号1番と2番の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

事務局

《議案第24号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、虫窪地区の農業振興地域内の果樹畑4筆で、貸し手は地元の農家で、借り手は昨年から生沢地区と虫窪地区で営農を開始した認定新規就農者です。
借り手は当該農地にあるミカンの他にブドウの栽培を計画しています。
若い農家が当該農地を借りることで、営農の拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。
なお、10月9日に虫窪地区担当の守屋委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした虫窪地区担当の守屋委員から説明をお願いいたします。

9番委員（守屋） 9番の守屋です。議案第24号1番と2番の農地について、10月9日に私と事務局で現地確認を行いました。
当該農地は、果樹畑4筆ですが、認定新規就農者が借りることで、営農の拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と地域の農業振興が図られるとのことです。
これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 果樹栽培となると永年作物なので信頼がないと無料で農地を貸せないと考えられる。貸し手の農家と借り手の認定新規就農者との関係はどういったものですか。

事務局 借り手の方は貸し手の子の配偶者となります。

委員 果樹栽培は苗を植えてから直ぐに実が取れるわけではない。貸借期間が5年間では十分な年数とは言えない。また、収穫量を考えると30アール（3,000㎡）では足りないのではないか。

事務局 大磯町ではブドウ栽培の実績が乏しいため、最初は試行錯誤となる可能性が高い。そのため5年間は、試験栽培的なものになると考えられます。面積もそういったことを考慮していると考えられます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第24号1番と2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第24号1番と2番について、原案とおりに決定しました。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に議案第25号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第25号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書3ページの2件
でございます。場所につきましては総会資料の3ページと4ページをご覧ください。
最初に1番について説明します。

事務局 《議案第25号1番を朗読・説明》

書記 議案第25号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。
非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指
針」（平成24年8月1日施行）に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの
指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可
能です。

当該農地は、大磯駅北側の山の上に位置する市街化調整区域の畑1筆ですが、昭和
44年に農地転用許可を受けた隣接農地とまたがる様に住宅が建てられて現在に至って
います。今回、相続にあたり地目が農地のままでしたので非農地証明願いが出されまし
た。

なお、10月10日に大磯地区担当の安池委員、添田推進委員と事務局で現地確認を
実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。現地調査をお願いした大磯地区担当の安池委員が欠席な
ので事務局から説明をお願いいたします。

書記 安池委員が欠席なので代読します。議案第25号1番の農地について、10月10日に
大磯地区担当の安池委員、添田推進委員と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、宅地となっていて農地性がない状況であることを確認しました。
また、当該農地を非農地とすることによる周辺の農地への影響はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は
県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見
のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第25号1番について非農地証明を交付することに賛
成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 25 号 1 番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に議案第 25 号 2 番について説明をお願いします。

書記 2 番について説明します。

事務局 《議案第 25 号 2 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、黒岩地区の農業振興地域内の白地の畑 2 筆ですが、昨年農地所有適格法人が購入後に椎茸栽培に利用しようとしたところ、1 筆は土砂崩れにより耕作ができない状況となり、もう 1 筆も斜面の具合が良くないため利用できないことが判明したとのことです。今後について農地としての利用が困難なため非農地証明願いが出されました。

なお、10 月 9 日に黒岩地区担当の守屋委員、二宮推進委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした黒岩地区担当の守屋委員から説明をお願いいたします。

9 番委員（守屋） 9 番の守屋です。議案第 25 号 2 番の農地について、10 月 9 日に私と二宮推進委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、現地の状況から農地としての利用が困難な状況であることを確認しました。

また、当該農地を非農地とすることによる周辺の農地への影響はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 25 号 2 番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 25 号 2 番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

以上で、議案第 25 号を終わります。

議長 次に議案第 26 号「農地復元申請の承認について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 26 号「農地復元申請の承認について」につきましては、議案書 4 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 5 ページをご覧ください。

事務局 《議案第 26 号 1 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、国府本郷地区の市街化地域内の露地畑 1 筆です。昨年、農地の一部を駐車場にするために転用届を提出しましたが、代理人が誤って 1 筆全体を駐車場として転用する内容で届けてしまい、固定資産税が雑種地課税となりました。

現在は、駐車場を除く部分については従来通り耕作を続けており、申請者は今後も農地として耕作を続けたいとのことで、農地復元の申請願いが出されました。

なお、10 月 10 日に国府本郷地区担当の山口委員、添田推進委員と事務局で現地確認を実施した結果、農地として耕作されていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から説明をお願いいたします。

5 番委員（山口） 5 番の山口です。議案第 26 号 1 番の農地について、10 月 10 日に私と添田推進委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、継続的に耕作されており、申請者が今後も耕作を続ける意思があることを確認しました。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった当該地は農地に該当するとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は一筆なので農地復元を認める条件として必ず分筆してもらおう。分筆しないと農地と駐車場の区別がはっきりせず、農地の一部を駐車場などに利用してしまう可能性がある。

事務局 登記上はまだ畑ですので、再度、駐車場部分のみ転用届を出してもらうためにも分筆が必要条件となります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第 26 号 1 番について農地復元を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 26 号 1 番について農地復元を承認することに決定いたしました。

なお、決定事項について町の税務課に報告し、課税地目の変更について検討していただきます。

議長 次に、報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」につきましては、議案書 5 ページの 3 件でございます。場所につきましては、総会資料の 6 ページから 8 ページをご覧ください。

最初に 1 番について説明します。

事務局

《報告第 1 号 1 番を朗読》

書記 報告第 1 号 1 番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、10 月 9 日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は、国府新宿地区の市街化区域の露地畑 3 筆ですが、耕作状況が良くなかったため、指導後に再確認したところ、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第 1 号 1 番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13 番委員（石井） 13 番石井です。報告第 1 号 1 番の農地について、10 月 9 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑 3 筆ですが、耕作状況が良くなかったため、指導後に再確認したところ、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しました。

納税猶予の農地ですので、日頃からしっかりと維持管理して頂きたいと思います。

議長 ただ今の報告第 1 号 1 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。

次に報告第1号2番と3番については同一世帯の案件ですので一括で報告をお願いします。

書記 2番と3番について説明します。

事務局 《報告第1号2番と3番を朗読》

書記 報告第1号2番と3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、10月9日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は、月京及び国府本郷地区の市街化区域の露地畑1筆と施設3棟ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号2番と3番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番委員（石井） 13番石井です。報告第1号2番と3番の農地について、10月9日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑1筆とビニールハウス3棟ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号2番と3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号2番と3番を終わりにします。

以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の9ページをご覧ください。

事務局

《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第10回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時3分)